

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(X I - 1 - 4))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること (施策目標X I - 1 - 4)</p> <p>基本目標X I : 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 : 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>老健局総務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 竹林 悟史</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○ 本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために実施している。そして、今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。</p> <p>○ 介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県が役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。また、介護保険法においては、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされている。都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。</p> <p>○ いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年だけでなく、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護サービス需要がさらに増加・多様化し、現役世代(担い手)の減少も顕著になる見込みである。また、高齢化の進展のスピードや地域資源の状況などは地域によって異なるため、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が重要となる。</p> <p>○ そこで、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)による介護保険法改正により、今後の介護サービス基盤の整備に当たっては、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めるべく、①介護保険事業計画の作成に当たり、当該市町村の人口構成の変化の見通しを勘案すること、②介護保険事業(支援)計画の記載事項として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加等の規定を盛り込み、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等を進める(※1)こととしている。 ※1 令和3年4月1日施行予定</p> <p>○ 上記の法改正を踏まえ、第8期(令和3年度～5年度)においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減していく令和22(2040)年までの双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて、第8期計画に位置付けることとしている。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者や基礎疾患のある者が重症化しやすく介護施設・事業所では特に注意が必要である一方、介護サービスは生活を支えるために必須のものであり継続性も強く求められることから、基準等の予算事業等や介護報酬を組み合わせながら新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護サービス事業所等に対して、職員確保や消毒などのかかり増し経費や都道府県における緊急時の応援派遣に係る体制構築の支援 ・ 介護施設等における感染症拡大防止対策に係る支援 (介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化等に必要な費用補助) ・ 介護サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入支援 ・ 介護サービス事業所等の職員が感染症対策についての相談を受けられる窓口設置、業務継続計画(BCP)の作成支援、職員のメンタルヘルス支援等 ・ 感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合の助成 ・ 介護支援専門員研修のオンライン化促進のための通信教材に係る環境の運用・保守、通信教材の管理 				
	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加し、制度創設時の平成12年4月には149万人であったサービス利用者数は平成31年4月には487万人と約3.3倍に増加している。こうした介護保険制度の定着にあわせて、サービス利用が伸び、それに伴いその費用も増加している。平成12年度は3.6兆円だった介護給付費は平成30年度には10.4兆円となっており、高齢化がさらに進展し、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、介護給付費は約15兆円になると推計されている。 ・ 介護ニーズが増大する一方で、生産年齢人口の減少が顕著となることが見込まれる中で、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要である。 			
	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に人口減少・高齢化が進行する中でも、高齢者人口・高齢化率の動きや地域資源の状況等は地域によって大きく異なる。そのため、自治体ごとに、中長期的な人口構造の変化と介護サービスのニーズを見据えて、計画的に介護サービスの提供体制の整備等を進める必要がある。 ・ 具体的には、各地域の将来推計人口、認定率の伸び、利用率の伸びや事業者の参入意向を把握しつつ、他地域や全国の給付状況、サービスのバランス等との比較を通じて、各自自治体において、どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指すのかの判断と合意形成、認識の共有を図った上で策定する介護保険事業計画に基づき、都市部・地方部など地域の実情に応じた介護サービス基盤を整備していく必要がある 			
	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図る。</p>		<p>総人口の減少とともに、現役世代の急減が見込まれる一方で、高齢者(特に75歳以上の高齢者)については、実数・割合ともに増加していくと推計される。 このような中で今後も介護保険制度を維持していく必要があるため。</p>	
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>必要な介護サービスの量及び質を確保する。</p>		<p>利用者の尊厳に配慮し、必要な方に必要なサービスを提供するためには、サービスの量と質を一体的に確保することが必要であるため。</p>	

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7.33-i,35】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】	75.9%	平成30年度	100%	令和3年度	/	100%	100%	100%	100%	適正なサービスの確保と介護給付費の適正化による持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護保険給付に係る各種実績により地域の動向を定期的に把握するとともに、保険者ごとに介護給付費の適正化に向けた取組を行うことが重要である。このため、認定者数や受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費の適正化に係る取組を実施した保険者の割合を指標として設定し、介護保険制度の適正な運営を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
達成手段1	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
(1) 介護保険施行企画指導費等 ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費→【事業報告】(平成12年度) ②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業→【名簿管理】(平成17年度) ③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	1.1億円	1.1億円		-	①・全国の保険者(1,571保険者)を対象に、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、サービス受給者数、給付費等の実績を集計し、結果をインターネット上で公表する。 ・介護保険事業の実施状況を把握することにより、今後の介護保険制度の円滑な運営を確保することができる。 ※②・③については、達成手段2において記載。					
(2) 国民健康保険中央会施行経費等((項)介護保険制度運営推進費(平成12年度)) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7.33-i,35,36,38-b,c,d,⑦】	4.9億円	4.9億円		1	・介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、国民健康保険中央会において、①統一的な仕様の介護保険審査支払等システムを構築及び運用等を行う。②通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に発見し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。 ・介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、着実にシステムを運用することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。					
(3) 介護給付費等負担金(平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7.33-i,35,36,⑦】	20,361億円	21,933億円		-	・保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行うことにより、各保険者の介護保険財政の安定化が図られ、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ＜介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合＞ ・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20% (2)介護給付費財政調整交付金 5% ・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5% ・市町村・・・12.5% ・1号保険料・・・23% ・2号保険料・・・27% ・介護給付及び予防給付等に要する費用負担の一翼を担い、各保険者の介護保険財政の安定化が図られることにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ・給付費の5割とは別枠で低所得者保険料軽減負担金を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減強化を図る。 ＜低所得者保険料軽減負担金に要する費用の負担割合＞ ・国・・・50% ・都道府県・・・25% ・市町村・・・25%					

(4)	介護給付費財政調整交付金 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7,33-i, 35,36,⑦】	5,413億円	5,747億円		-	<ul style="list-style-type: none"> 各保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間における介護保険の財政調整を行う。 第一号被保険者の後期高齢者加入割合等を考慮し、各保険者(市町村)間の財政調整を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることができる。 	
(5)	介護納付金負担金等 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7,33-i, 35,36,⑦】	3,099億円	2,662億円		-	<p>市町村国保等及び協会けんぽが納付する介護納付金に対する国庫負担(補助) (補助率: 市町村国保: 32/100及び9/100、協会けんぽ: 164/1000 等)</p> <p>医療保険者が負担する介護納付金に、一定割合の国庫負担(補助)を導入することにより、安定的な医療保険財政の運営を図る。</p>	
(6)	介護保険関係業務費補助金 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	2.7億円	2.3億円		-	<p>社会保険診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務の事務処理に必要な経費を補助するもの。</p> <p>【介護保険関係業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療保険者から40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の徴収 ② 市町村(保険者)に対する交付金(介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金)の交付 <p>介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用が図れるよう、事業の遂行に必要な事務処理経費を補助することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。</p>	
(7)	要介護認定情報管理・分析事業費 (平成13年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野7,33-i, 35,36,39-vi, 44-i, 44-ii, 44-iii, 44-iv, ⑦】	32.0億円	50.9億円		1	<p>本事業は、高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることを目的としたものであり、主な事業は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定適正化事業: 市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。 ② 介護事業実態調査事業: 介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。 ③ 介護保険総合データベース管理運営・分析事業: 要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報を統合し、介護保険制度の適正な運営等に資するためのデータベースを運用する。 ④ 介護報酬改定検証・研究委員会費: 社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において、平成30年度介護報酬改定の効果の検証や、「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。 ⑤ 介護サービス情報公表システム運用・保守等経費: 全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム運用等を行う。 ⑥ 「見える化」推進事業: 地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の共有のためのシステムを整備・運営する。 ⑦ 介護ロボット開発等の加速化事業: 介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。 ⑧ 医療・介護事業所間のデータ連携のための情報基盤のあり方について研究を行うとともに、多職種・多機関が協働して情報共有するための実証検証等を行う。 	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33-i.35.⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】	7.1	平成28年度	前年度に比べ、標準偏差を縮小	毎年度	前年度に比べ、標準偏差を縮小(7.1以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(6.7以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(6.9以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(6.4以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小	国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重軽度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。なお、変更率については、一定程度までは標準偏差を縮小することは可能であるものの、地域特性等の要因を踏まえると、標準偏差を0にすることは困難であると考えられることから、具体的な最終目標の設定が困難である。そのため、各年度において縮小すべき標準偏差の具体的な目標値を立てることは困難であることから、前年度に比べ縮小させることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、平成27、28、29年度要介護認定適正化事業報告書から引用。 (参考)平成27年度実績:7.2、平成28年度実績:7.1
3 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33-i.35.⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】	11.0%	平成28年度	前年度に比べ、平均値を縮小	毎年度	前年度に比べ、平均値を縮小(11.0%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(9.6%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(9.7%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(8.8%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小	国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重度変更率の平均値を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 この指標を用いることにより、二次判定のもととなる認定調査の質の向上が図られていること、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えられるが、変更率については、二次判定の仕組みが、一次判定における統計的な要介護度の推定にはなじまない、高齢者の介護の手間を個別に勘案する仕組みであることや、地域特性等の要因を踏まえると、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において縮小幅の目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度に比べ縮小させることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、平成27、28、29年度要介護認定適正化事業報告書から引用。 平成27年度実績:10.7%、平成28年度実績:11.0%
④ 地域密着型サービス事業所数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	26,780件	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(25,986件)以上	前年度(26,780件)以上	前年度(27,502件)以上	前年度以上	前年度以上	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばさせることを目標とした。事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うため、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 【本目標は、新経済・財政再生計画(社会保障分野⑦)のKPIのうち、「地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】」の達成に資するもの。】 (参考)平成28年度実績:25,986件
5 地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサー導入支援件数 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39-vi】	1,120件	平成29年度	現状の実績を踏まえ必要に応じて検討	令和4年度	-	-	-	延べ3,000件	延べ6,000件	人口減少の中であって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段2		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(8)	介護保険施行企画指導費等(再掲) ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費→【事業報告】 (平成12年度)	1.1億円	1.1億円		—	<p>※①については、達成手段1にて記載。</p> <p>② 各都道府県における介護支援専門員登録等業務の円滑化及び介護保険事業者の指定等事務の適正化を支援し、介護保険サービスの質の確保を図るため、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの運用保守を行う。また、介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備及び届出について、行政機関にて効率的に業務を行えるよう、所轄庁が異なる全国の事業者の情報をデータシステムにより一括して管理する業務管理体制データ管理システムの運用保守を行う。</p> <p>③ 健康管理・疾病予防・介護予防等について特に優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰すること(健康寿命をのばそう!アワード)により、個人の主体的な介護予防等の取組につながる活動の奨励・普及を図るとともに、企業、団体、自治体が一体となり、個人の主体的な取組があいまって、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進する。</p>	
	②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業→【名簿管理】 (平成17年度)	1.0億円					
(9)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	67.9億円 ※前年度繰越額29.5億円含む	128.4億円 ※前年度繰越額37億円含む		4、6	<p>○ 各地方公共団体が、地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備する際に、施設の整備に要する費用に対して補助を実施している。</p> <p>○ 各市町村が策定する整備計画に基づく既存介護施設等のスプリンクラー等の設置等を実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。</p> <p>○ 介護施設等での新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、換気設備の設置に必要な費用を補助する。</p>	
		57.6億円					
(10)	地域医療介護総合確保基金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39-iv、39-vi、44-ii、44-iv、⑦】	354億円 ※前年度繰越額294億円含む	1,039億円 ※繰越額490億円含む		4、6	<p>○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。</p> <p>○ また、早期診断・早期対応や地域における医療・介護の連携が必要不可欠であり、その役割を担う、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を修了した医師等の存在が必要不可欠である。</p> <p>○ 本事業の実施により、これらの人材の養成等を行うことができ、認知症施策の推進を図ることができる。</p> <p>○ 介護ロボットの普及に向けて、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施する。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の支援を実施する。 ・介護施設等における簡易陰圧装置の設置や多床室の個室化等に必要な経費の支援 ・新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保に係る支援</p>	
		354億円					
(11)	介護サービス指導者等養成・認定調査員研修等事業等	1.5億円	1.5億円		—	<p>① 認定調査員等研修事業 都道府県・指定都市が実施する認定調査員、介護認定審査会委員、主治医等に対する研修事業及び介護認定審査会運営適正化研修事業について、その費用の一部を補助する。</p> <p>② 介護保険指導監督等市町村職員支援事業 制度改正等に伴い、今後、市町村における介護サービス事業所に対する指導監督等の対象や業務量が増加することから、これらが行われるよう、市町村監査職員に対し、必要な知識・技術の習得を目的とした研修を実施。</p> <p>③介護保険指導監督等都道府県職員等支援事業 都道府県等が介護サービス事業所に対して適切な指導監督及び業務管理体制に関する検査を行うことを目的として、都道府県等職員が必要な知識・技術を習得するための研修を行い、都道府県等における指導監督等の標準化、効率的かつ効果的な実施を図る。また、本省所管の介護事業者が必要な知識・技術を習得するための研修を行い、業務管理体制の適切な運営管理を徹底する。</p> <p>④高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業 都道府県等が、集合住宅関連介護事業所に対する実地指導を重点的に展開するために、介護サービス提供の適正化に向けた施策の推進に資する事業費の補助を行う。さらに、その取組を踏まえ、今後の効果的な実地指導の方向性を導き出すための支援を行う。</p>	
	①認定調査員研修等事業(平成11年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39-vi、44-ii、44-iv、⑦】	1.0億円					
	②介護保険指導監督等市町村職員支援事業(平成28年度)						
	③介護保険指導監督等都道府県職員等支援事業(平成29年度)						
	④高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業(平成30年度)						

(12)	要介護認定情報管理・分析事業費 (平成13年度)(再掲) 【新経済・再生再生計画関連: 社会保障分野7,33-i, 35,36,39-vi, 44-i, 44-ii, 44-iii, 44-iv, ⑦】	32.0億円	50.9億円		2, 3	<p>本事業は、高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることを目的としたものであり、主な事業は、以下の通り。</p> <p>① 要介護認定適正化事業: 市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。</p> <p>② 介護事業実態調査事業: 介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。</p> <p>③ 介護保険総合データベース管理運営・分析事業: 要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報を統合し、介護保険制度の適正な運営等に資するためのデータベースを運用する。</p> <p>④ 介護報酬改定検証・研究委員会費: 社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において、平成30年度介護報酬改定の効果の検証や、「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。</p> <p>⑤ 介護サービス情報公表システム運用・保守等経費: 全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム運用等を行う。</p> <p>⑥ 「見える化」推進事業: 地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の共有のためのシステムを整備・運営する。</p> <p>⑦ 介護ロボット開発等の加速化事業: 介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。</p> <p>⑧ 医療・介護事業所間のデータ連携のための情報基盤のあり方について研究を行うとともに、多職種・多機関が協働して情報共有するための実証検証等を行う。</p>
(13)	介護分野における効果的な感染防止等の取組支援事業 (令和2年度)		0.3億円		—	介護・障害福祉分野における感染防止等の取組を支援するため、感染対策に関する相談窓口の設置、感染対策マニュアルの作成及び感染症対策の専門家による実地指導や研修、業務継続計画(BCP)の作成支援、職員のメンタルヘルス支援等を行う。
(14)	通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報・ICT化支援 (令和2年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野3-a】		3.3億円		—	新型コロナウイルス感染症の拡大等によって、通いの場に通える機会が減った高齢者に対して、居宅においても健康を維持できるよう、高齢者が健康を維持するための必要な情報(運動、社会交流等)について、広報を行うとともに、散歩支援機能等の運動管理ツール、高齢者用スマホ等を用いたコミュニケーション、ポイント等の機能を有するアプリ等によって通いの場機能を補強する。
(15)	介護関連データの収集に係るシステム改修費 (令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野39-ii】				—	医療保険の個人単位化した被保険者番号、基本チェックリスト情報、要介護認定に係る主治医意見書の情報等を収集するために必要な、市町村介護保険事務システムの改修を行うことで、被保険者への必要な介入等につながるような解析が可能となり、データ活用のための基盤を整備するもの。
(16)	ケアプランデータ連携システム構築事業 (令和2年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野39-vi, 44-i】		17.1億円		—	介護事業所における業務効率化を図るためには、紙による手渡しやFAX等で連携されていた情報をICTを活用するデータ連携で省力化することが有効である。このため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で安全にケアプランデータのやり取りをするためのシステム(ケアプランデータ連携システム)を構築し、介護サービス事業所等の業務の効率化を図る。
(17)	介護関連データ利活用に係る基盤整備事業費 (令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野39-ii】				—	医療保険の個人単位化した被保険者番号、基本チェックリスト情報、要介護認定に係る主治医意見書の情報等の収集に必要な国保連等システムの改修を行うとともに、国立長寿医療研究センターが保有する、通いの場においてデータ収集を行うシステム(エントリーシステム)について、市町村等との連携や継続的な運用によりデータ利活用のための基盤を整備し、これらの情報の市町村等における利活用を進めることで、被保険者への必要な介入等につながるような解析を可能とするもの。

施策の予算額(千円)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		政策評価実施予定時期	平成29年度 令和4年度
	3,152,191,433千円の内数		3,360,553,161千円の内数					
施策の執行額(千円)	2,894,249,244千円の内数							

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	①第190回国会における施政方針演説(安倍総理) ②ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定) ③第192回国会における所信表明演説(安倍総理) ④第193回国会における施政方針演説(安倍総理) ⑤第195回国会における所信表明演説(安倍総理) ⑥第196回国会における施政方針演説(安倍総理)	①平成28年1月22日 ②平成28年6月2日 ③平成28年9月26日 ④平成29年1月20日 ⑤平成29年11月17日 ⑥平成30年1月22日	①「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」も確保する社会保障制度へと改革を進めてまいります。在宅介護の負担を軽減します。特別養護老人ホームやサービス付き高齢者住宅など多様な介護の受け皿を、2020年代初頭までに50万人分整備します。 ②(介護基盤整備の着実な推進) 緊急対策に基づき、現行の介護保険事業計画等における約38万人分以上(2015年度から2020年度までの増加分)の整備加速化に加え、在宅・施設サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乗せすることで2020年代初頭までに約50万人分を整備する。 ③「介護離職ゼロ」を目指し、50万人分の介護の受け皿を前倒しで整備します。 ④…「介護離職ゼロ」。その大きな目標に向かって、…介護の受け皿整備を加速します。 ⑤2020年代初頭までに50万人分の介護の受け皿を整備する。 ⑥2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備します。